

(参考)

川内原子力発電所 2 号機 第 1 6 回定期検査の概要

1 . 関係法令

電気事業法第 5 4 条 (定期検査)

電気事業法第 5 5 条 (定期事業者検査)

2 . 定期検査及び定期事業者検査を実施した設備

(1) 原子炉本体及び原子炉冷却系統設備

(2) 計測制御系統設備

(3) 燃料設備

(4) 放射線管理設備

(5) 廃棄設備

(6) 原子炉格納施設

(7) 非常用予備発電装置

(8) 蒸気タービン設備

3 . 定期検査期間中に実施した主な工事

(1) 燃料の取替え

燃料集合体 1 5 7 体のうち , 6 0 体を新燃料に取り替えた。

以上